

名字^{みょうじ}は どうする？&どうなる？

し せんたくてき ふうふべっせい
～知っておきたい「選択的夫婦別姓」～

日本では結婚するとき、夫婦となるふたりの名字をどちらかのものに統一しなければなりません。

「名字が変わる」とどういうことが起きるのか。旧姓利用で十分なのか、不十分なのか。「選択的夫婦別姓」について学び、一緒に考えてみませんか。



令和8年
(2026年) **10月31日** **土**

 午後2時～4時

 箕面市立市民会館 2階大会議室2
(箕面市西小路4-6-1)

あすには

「誰もが息苦しさを感じず自分らしく生きられるジェンダー平等社会」の実現を目指し、選択的夫婦別姓の法制化に向けた取組などを行う一般社団法人

講師

おくにし ゆき
奥西 由貴 さん (一般社団法人 あすには)

定員

50名 (申込順)

保育

5名 (申込順) 利用無料

保育対象年齢: 1歳半～就学前

保育受付期間: 10月1日(木)～20日(火)

申込

10月1日(木)9:00 から
申込フォーム(QRコード)
または電話(平日 9:00-17:00)
FAXで受付〔氏名、連絡先を記入〕



手話通訳・要約筆記あり



アクセス



お申込み・お問い合わせ先

箕面市人権文化部人権政策課

【電話】072-724-6720(平日午前9時～午後5時) 【FAX】072-725-8360

【E-mail】jinkeninfo@maple.city.minoh.lg.jp

5 ジェンダー平等を
実現しよう

